平成２７年（再イ）第３３号
秋田県南秋田郡五城目町川崎字宮花10番地13
再生債務者　村上　浩子
1　決議に付する再生計画案　平成28年２月18日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年４月12日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年４月12日まで
平成28年３月22日
秋田地方裁判所民事第２部
平成２７年（再イ）第３３号
新潟市中央区沼垂西２丁目６番21号
再生債務者　小泉　雄一
1　決議に付する再生計画案　平成28年３月３日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年４月12日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年４月12日まで
平成28年３月22日　　新潟地方裁判所民事部
平成２７年（再イ）第２２号
香川県高松市十川西町748番地15
再生債務者　竹之内聖志
1　決議に付する再生計画案　平成28年３月14日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成28年４月19日
3　再生計画案に対する回答期間　平成28年４月19日まで
平成28年３月22日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２６年（再ロ）第４号
神奈川県足柄上郡大井町金子1910番地
再生債務者　泊　　忠宏
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成28年３月22日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係
平成２７年（再イ）第７号
京都府南丹市園部町小山西町五合山20番地19（前住所）京都府南丹市美山町下吉田前ノ本20番地
再生債務者　南　　均
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成28年３月22日
京都地方裁判所園部支部再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２８年（再ロ）第１０００２号
栃木県宇都宮市川田町407番地１
再生債務者　小野塚浩次
1　決定年月日時　平成28年３月22日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成28年４月12日まで
4　一般異議申述期間　平成28年４月26日から平成28年５月６日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２７年（再ロ）第１４号
福岡県筑紫野市塔原東１丁目15番22―301号
再生債務者　津田　　洋
1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年３月８日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成28年４月７日まで
平成28年３月17日
福岡地方裁判所第４民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２７年（再ロ）第２号
福島県いわき市久之浜町末続字深谷25　富岡その１ＪＶ久之浜宿舎７棟102
再生債務者　吉田　　誠
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年３月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年３月17日
福島地方裁判所いわき支部
平成２７年（再ロ）第３号
富山県高岡市川原町２番17号
再生債務者　廣田　敏彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年３月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年３月22日　富山地方裁判所高岡支部
平成２７年（再ロ）第１号
滋賀県長浜市高月町雨森1582番地
再生債務者　田中　久孝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年３月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年３月22日
大津地方裁判所長浜支部個人再生係

厚生年金基金変更公告

文教関係団体厚生年金基金の事務所の所在地に変更があったため、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた、同法第１条の規定による改正前の厚生年金保険法第116条及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた同政令第２条第８号に規定する廃止前厚生年金基金令第４条の規定により次のように公告します。
１．新事務所の所在地　東京都新宿区市谷田町２丁目１番３号
２．旧事務所の所在地　東京都新宿区市谷本村町10番７号
３．変更年月日　平成28年３月18日
平成 28 年 3 月 30 日
文教関係団体厚生年金基金

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十八年五月一日であり、両三社の株主総会の承認決議は平成二十八年三月二十三日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://www.ut-aim.co.jp/corporate/notice/index.html
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年六月二十二日
掲載頁　六十四頁（号外第一三八号）
平成二十八年三月三十日
東京都品川区東五反田一丁目一一番一五号
（甲）ＵＴエイム株式会社
代表取締役　筑井　信行
東京都品川区東五反田一丁目一一番一五号
（乙）ＵＴテレコミュニケーションズ株式会社
代表取締役　小野　雅人

合併公告

ながの農業協同組合（甲）とちぐま農業協同組合（乙）、須高農業協同組合（丙）、志賀高原農業協同組合（丁）及び北信小みゆき農業協同組合（戊）は、それぞれ平成二十八年三月二十四日に臨時総会を開催し、行政庁の認可を条件に、甲は乙と丙、丁、戊の権利義務全部を承継して存続し、乙、丙、丁及び戊は解散することを決議いたしました。
この合併決議の効力発生日は平成二十八年九月一日であり、この決議に対し異議のある債権者は、平成二十八年五月二日までにお申し出下さい。
なお、農業協同組合法六十五条第四項で準用する同法第四十九条第一項の財産目録及び貸借対照表は、同項の規定に基づき、甲、乙、丙、丁、戊それぞれの主たる事務所に備え置いております。
平成二十八年三月三十日
長野県長野市大字中御所字岡田一三一番地一四　（甲）ながの農業協同組合
代表理事組合長　豊田　　実
長野県千曲市大字鋳物師屋二〇〇番地
（乙）ちぐま農業協同組合
代表理事組合長　松崎　一男
長野県須坂市大字小山一二五三番地五
（丙）須高農業協同組合
代表理事組合長　牧　　良一
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏二八四一番地四　（丁）志賀高原農業協同組合
代表理事組合長　関　　知明
長野県飯山市大字飯山三五六七番地
（戊）北信小みゆき農業協同組合
代表理事組合長　櫻沢　和美